



2025 年 4 月 No.104

欧州オムニバス法案やトランプ政権の動向が示唆する「ビジネスと人権」の行方

弁護士 福原 あゆみ

1. はじめに

「ビジネスと人権」の法制化については、2024 年中に、欧州において大企業にサプライチェーンの人権・環境デュー・ディリジェンスを義務付ける企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）や強制労働製品の EU 域内での流通等を禁止する規則が成立するなど、法制化を推進する方向での大きな動きがありました¹。

一方で、2025 年に入り、欧州では、企業の競争力低下や CSDDD 等に基づく広範な義務を遵守することの負担に対する懸念などを踏まえて、後述するとおり、欧州委員会からオムニバス法案による簡素化の提案がなされる動きが見られます。また、米国ではトランプ政権下において様々な政策転換がなされるなどの動きが並行して存在しています。

本ニュースレターでは、これらの欧米の近時の動向についての概要を説明するとともに、これらの動向を受けた日本企業に求められる「ビジネスと人権」に関わる対応についてご紹介します。

2. オムニバス法案における CSDDD への主な変更点

(1) オムニバス法案の提案に至る経緯等

欧州委員会は、2025 年 2 月 26 日、オムニバス法案（Simplification Omnibus package）を公表しました²。オムニバス法案は、欧州の競争力を強化し、企業の成長が過度の規制により阻害されないようにする観点から複数の指令・規則を簡素化するもので、CSDDD のほか、タクソノミー規則、炭素調整メカニズム（CBAM）、企業の開示義務に関する企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（CSRD）、EU 投資プログラムの簡素化が含まれます。このうち CSDDD については、対象企業に対する人権・環境デュー・ディリジェンスの実施義務等が一部軽減される形の提案がなされており、主要な変更点は以下のとおりです。

(2) CSDDD に関する主要な変更点

ア 施行日の 1 年延期

オムニバス法案は、CSDDD の加盟国への法整備期限を 1 年延長し 2027 年 7 月 26 日までとすること、及び対象企業に対する**最も早い適用開始日を 1 年延期**することを提案しています³。すなわち、2024 年 7 月 25 日に発

¹ CSDDD 及び強制労働製品禁止規則の概要については、2024 年 6 月発行「[欧州の企業持続可能性 DD 指令（CSDDD）の正式採択と日本企業に与える影響](#)」（本ニュースレター第 91 号）、2024 年 12 月発行「[EU における強制労働製品禁止規則の成立を踏まえたサプライチェーン管理](#)」（本ニュースレター第 101 号）をそれぞれご参照ください。

² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_614

³ なお、オムニバス法案では、CSRD の報告対象企業は大幅に削減される提案がなされていますが、CSDDD の対象企業については、審

効した CSDDD（以下「採択版 CSDDD」といいます。）では、以下のとおり企業の規模ごとに適用開始時期が分かれていたところ、オムニバス法案ではグループ①の適用開始を 1 年延期することが提案されています（グループ②以降の企業については変更されていません）。

	採択版 CSDDD による 適用開始日	オムニバス法案による変更
グループ① - 世界での売上高が 15 億ユーロ超、かつ従業員数が 5,000 人超の EU 企業 - EU 域内での年間純売上高が 15 億ユーロ超の EU 域外企業	2027 年 7 月 26 日	2028 年 7 月 26 日に延期
グループ② - 全世界での売上高が 9 億ユーロ超、かつ従業員数が 3,000 人超の EU 企業 - EU 域内での年間純売上高が 9 億ユーロ超の EU 域外企業	2028 年 7 月 26 日	変更なし
グループ③ - 全世界での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超、かつ従業員数が 1,000 人超の EU 企業 - EU 域内での年間純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超の EU 域外企業	2029 年 7 月 26 日	変更なし

オムニバス法案では、併せて、欧州委員会が必要なガイドラインを 2026 年 7 月 26 日までに制定するよう前倒しすることで企業がより余裕をもって準備できるようにすることが提案されています。

イ デュー・ディリジェンスの対象の限定

CSDDD は対象企業に求められるデュー・ディリジェンスとして、人権・環境リスクが生じやすい部分を特定するためのリスクマッピングを行った上で当該部分についての詳細な分析を行うことを求めています。オムニバス法案においては、企業がこのように**デュー・ディリジェンスの一環として詳細な分析を行う義務を、自社、子会社、及び直接的な取引先に限定**し、間接的な取引先に対するアセスメントはデュー・ディリジェンスを必要とすることを示唆する、信用できる情報がある場合⁴に限ることが提案されています。採択版 CSDDD では直接・間接取引先の区別なくデュー・ディリジェンス義務が定められていましたが、オムニバス法案における上記の修正点は、複雑なバリューチェーンにおいてこれらの要求を満たすことが現実的に困難であるとの懸念の声があったことに対応するものとしています。このようなオムニバス法案における枠組みは、すでに施行されているドイツのサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法においてとられているアプローチに類似しているといえます⁵。

ウ ステークホルダーの定義等の限定

CSDDD では、デュー・ディリジェンスのプロセスにおけるステークホルダーとの対話等を広範に求めているところ、オムニバス法案においては、**「ステークホルダー」の定義を限定**し、労働者とその代表者、及び会社・子会社・取引先の製品、サービス、又は事業によって「直接」影響を受ける可能性のある個人とコミュニティに限定す

議過程で対象企業が削減されていることもあり、特に変更はなされていません。

⁴ 間接的な取引先に対するデュー・ディリジェンスが必要な例として、間接的なサプライヤーの活動に関する信頼できる NGO やメディアからの報告を受けている場合や、サプライヤーが関与する過去の事案を認識している場合、紛争地域等の特定の場所での問題を認識している場合等が挙げられています。

⁵ ドイツのサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法の概要については、2023 年 12 月発行「[ドイツで事業を行う企業に対するサプライチェーン・デュー・ディリジェンス実施義務と対象企業の拡大](#)」（本ニュースレター第 81 号/NO&T Europe Legal Update ～欧州最新法律情報～第 25 号）をご参照ください。

ることが提案されています。また、オムニバス法案では、ステークホルダーの関与を必要とする段階を削減するとともに、「関連する」ステークホルダーとの対話が必要であることを明確にしています。

エ モニタリングの頻度の延長

CSDDD では、デュー・ディリジェンス・プロセスの実施とその有効性を評価するための評価を定期的に行うことを求めているところ、オムニバス法案ではこのような**モニタリングの頻度を 1 年から 5 年に延長**し、重大なリスクが発生した場合にのみその都度評価が必要となることとしています。

オ 取引関係を終了する義務の削除

採択版 CSDDD では、他のすべてのデュー・ディリジェンス手段を尽くしても奏功せず、深刻な悪影響がある場合に、対象企業が最後の手段として取引を解除して取引関係を終了することを義務付けています。これに対し、オムニバス法案では、企業に対する義務の負担軽減の観点から、深刻な悪影響を是正するまでの間に**取引関係を一時停止する義務を維持しつつも、取引関係を終了させる義務を削除**しています。

カ 民事責任の枠組みに関する修正

採択版 CSDDD では CSDDD に基づくデュー・ディリジェンス義務の不履行等に関する対象企業の民事責任を定めているところ、オムニバス法案では、**EU 全体の民事責任制度が廃止され、企業は各 EU 加盟国の法律の下で責任を負う**ことが提案されています。これは、各国における既存の法的責任の枠組みを尊重するものである旨説明されており、CSDDD 義務違反の場合の民事責任を免責するものではなく、あくまで各加盟国の法律に基づいた民事責任の枠組みになることを目指すものと考えられます。

(3) 今後の流れ

オムニバス法案は今後欧州議会と EU 理事会において審議されることとなります。このうち、CSDDD の各国法への移管と適用開始時期の 1 年延期（いわゆる「ストップ・ザ・クロック」部分）については、2025 年 3 月 26 日に EU 理事会が賛同する旨を公表しており⁶、承認される可能性が高いと考えられます。一方、その他のオムニバス法案の内容が採択されるか否かについては不透明であることから、採択版 CSDDD からの修正の有無やその内容については引き続き注視する必要があります。

3. トランプ政権の動向

米国ではトランプ政権発足後、様々な政策転換がなされています。このうち、DEI（多様性政策）については、これまでのバイデン政権下での DEI 推進の流れから転換を迫る大統領令が発令されており、この点はニュースレター「企業における DEI（多様性）施策の転換を迫る米大統領令の発令と仮差止命令」（NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～ No.140（2025 年 3 月））⁷をご参照いただければと思います。

一方で、トランプ政権下では、ウイグルでの強制労働製品の輸入禁止を推進するマルコ・ルビオ氏が国務長官として選任されており、米国において従来積極的に執行されていた、強制労働により全部又は一部が製造等された製品の輸入に関する関税法やウイグル強制労働防止法に基づく規制は維持されることが見込まれます。実際に、当局である CBP が 2025 年 3 月 12 日に公表した直近（同年 2 月）の統計⁸でも、上記各法令に基づき、強制労働の疑いがあるとして 973 万ドル以上に相当する 1,024 件の貨物の輸入を差し止めたことが公表されています。米国政府の今後の対中政策は不透明であるものの、基本的にはこうした強制労働製品の輸入禁止に関する執行は今後も継

⁶ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/03/26/simplification-council-agrees-position-on-the-stop-the-clock-mechanism-to-enhance-eu-competitiveness/>

⁷ 2025 年 3 月発行「[企業における DEI（多様性）施策の転換を迫る米大統領令の発令と仮差止命令](#)」（NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～第 140 号）

⁸ <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-releases-february-2025-monthly-update>

続いていくのではないかと考えられます。

4. おわりに

本ニュースレターで紹介した EU のオムニバス法案は CSDDD を「簡素化」する方向のもののですが、サステナビリティ推進の方向に逆行するものではなく、これを維持しつつ競争力の促進や中小企業の保護をはかろうとするものと考えられます。このような欧州の動きと米国での政策動向についてはいずれも異なる政治的意図を背景にするもので、将来の展開が流動的な部分もあります。

一方で、オムニバス法案に関する議論の中でもリスクベース・アプローチの重要性が再度指摘されているように、欧米の動きのいずれをとっても、大局的な観点から自社のサプライチェーンのどこに重大な人権リスクがあるのかを見ることが重要であると考えられます。そして、CSDDD で求められる具体的なデュー・ディリジェンスの義務の内容に変更がありうるとしても、そのような観点で企業が目指す枠組みは変わりないと評価できます。このような大局的なリスク把握は、形式的な自社従業員やサプライヤーへのアンケートだけでは難しいと考えられることから、このような手段にとどまらず、進出する国・地域の状況や個別の事業・製品・サービスの特性に関する情報収集、従業員や取引先を含むステークホルダーとの対話等により、実質的な人権リスクを評価したうえで早めの対応につなげていくことが望ましいと考えます。

以 上

[執筆者]



福原 あゆみ（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省および検察庁での経験を活かし、企業の危機管理およびグローバル調査を主な業務分野としている。国内外の規制当局が関与するクロスボーダーの複雑な調査を取り扱うほか、ビジネスと人権（BHR）に関するアドバイスをはじめとするコンプライアンス体制構築の支援も多数行っている。経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」委員（2022年）。主な著書に『基礎からわかる「ビジネスと人権」の法務』（中央経済社）。日本経済新聞社の2023年「企業法務税務・弁護士調査」のビジネスと人権分野にて第2位に選出（企業選出・総合選出）。

コンプライアンス・アセスメントのご案内

当事務所の危機管理・コンプライアンスチームでは、事業環境を踏まえ企業のコンプライアンスリスクを分析した上、社内規程その他のコンプライアンス体制の改善に向けたアドバイスを提供するコンプライアンス・アセスメントをご提供しています。対象とする分野を限定した初期的なアセスメントを実施することも可能です。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者までお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

工藤 靖 パートナー
yasushi_kudo@noandt.com

福原 あゆみ パートナー
ayumi_fukuhara@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

渡辺 翼 パートナー
tsubasa_watanabe@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Compliance Legal Update 〜危機管理・コンプライアンスニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_compliance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。